さて、それでは、株式会社設立の手順を、もう一度整理しながら追ってみよう。

まず最初にすべきことは、発起人(1人でも複数でもよい)が定款を作成することである。ここでは、会社の目的、つまり何の事業をするのか(商法第166条第1項第1号)、会社の名前すなわち「商号」とどのようなものにするのか(2号)、授権株式数(3号)、設立時の発行株式数(6号)、本店をどこに置くのか(8号)、会社が公告をするときはどうするのか(9号)、などの絶対的記載事項のほか、決めるべきことはたくさんある。これらの必要事項を書面または電子データにし、発起人が署名(または電子署名)をし、完成したら、これを公証人の事務所に持って行って認証を受ける。

次に、社員を確定しなければならない。つまり、誰にどれだけの株を引き受けてもらうかである。発起設立であれば、発起人が(1人であれば1人で、複数いれば全員で)最初に発行する株式を全部引き受けることとなるが、募集設立であれば発起人が一部を引き受け(発起人は少なくとも1人1株は引き受けなければならない)、残りについて他に引受人を募集することになる。引き受けは一種の契約であるが、口頭では有効とならず、書面で約束する必要がある。もう少し詳しく言うと、発起人が株式引受人を募集し、これに対して株主になろうとする者が株式申込証を使って申込をする。そしてこれに対し、発起人が普通の契約であれば「承諾」にあたる「割当」を行い、これで株式会社の社員が確定するわけである。

会社の根本規則が決まり、社員が決まったところで、今度は機関を決めなければならない。ここでは、発起設立であれば発起人が引き受ける株式数に応じて多数決で、募集設立であれば創立総会という会議を開いて同じく株式数に応じて投票を行い、取締役と監査役を決める。最初の取締役と監査役の任期は1年である。取締役は3人以上必要であり、選ばれた取締役らは「取締役会」を開いて代表取締役を選任する。

これで形が整った。あとは、株式を引き受けた人たちからその代金、つまり出資額を払込取扱機関の口座に振り込んでもらう。これは要するに、株式を引き受けるという契約の履行である。そして、履行が全部済み、全額が揃ったら、その保管証明書やその他認証済みの定款などの必要書類をそろえて法務局に行き、しかるべき手数料を払って「設立登記」の手続きをすることになる。法務局の登記官は、書類の審査をし、間違いや不足がなければ、その会社の登記事項を会社登記簿に記載してくれる。この瞬間に、新しい株式会社が成立し、株式引受人は正式に「株主」になる。

そして、代表取締役が、保管口座から資金を必要に応じて引出し、これを 元手として、いよいよ目的とする営利事業を開始することになる。

1 重要語句

a 商号

商人が商売上使う名前のこと。会社は商人なので、商号をつける。株式会社には必ず「株式会社」の文字を使わなければならない(商法第17条)。

b 授権株式数と設立時の発行株式数

会社が発行することを予定している株式の総数を授権株式数(発行することを社員の総意で授権されている、つまり許されている株式数)と言い、そのうち、最初に、発行する株式の数が設立時の発行株式数である。株式は設立時に全部発行してしまう必要はないが、株式1株の価額に発行総数を掛けた金額、つまり資本は1000万円以上でなければならないので、1株5万円の株式を発行するのであれば、すくなくとも設立時に200株は発行しなければならない。

c 本店

株式会社の主たる事務所のことであるが、あくまでも登記簿上のものであり、実際には違う場所で主な事業を展開している企業もある。しかし、本店は、その会社の登記の管轄や裁判管轄を決める重要な役割を果たす。日常用語では、「本店」という言葉は、銀行やデパートの主たる店舗を指すことが多く、他の事業の会社では「本社」などという言葉を使うが、商法上の概念と違うので注意してほしい。普通に使っている言葉としての「本店」と法律上の「本店」が一致しないことはよくある。

d 公告

会社は、新しい株式を発行するとき(商法第280条の3の2)や、会社を分割するとき(商法第374条の7)など、様々な機会に広く世の中に向かって一定の事項を「公告」をしなければならないことがある。公告は官報又は新聞で行う(商法第166条第5項)が、その方法をあらかじめ定款できめておかなければならない。

e 株式引受人

株式を引き受けるという約束をした人、つまり、申込をし、発起人から 割当を受けた人のこと。引き受ける約束をしただけでまだ払い込みをして いなければ、まだ株主ではないし、設立の際には登記がなされなければ会 社自体がまだ存在しない状態なので株主とは言えない。しかし、申込と割 当で契約は成立しているので契約当事者としての地位はある。株式引受人 は引き受けた株式数に応じた払い込み義務を負う。

f 割当

ある人の引き受けの申込に対し、その人に株式を取得させるか否か、つまり割当を行うか否かは、あらかじめ定款などで決めていない限り、原則として発起人の自由である。